

おしえて

黒尾先生!!

【Twitterお取引と法律】

第8回 白紙にさせていただきます



2022.03.18

BOX予約や共同購入後の、交換&(分割)譲渡等で代金の不払い・グッズを送って貰えない、そして連絡すら取れない…『**飛ばれる**』ケースがあります
お取引関連では、最も痛い『**注意喚起**』案件です



赤葦



黒尾

『この度のお取引は、白紙とさせていただきます』
法的にいうと『債務不履行による**契約の解除**』…
何かをしなきゃいけない義務(債務)、つまり
法律上の約束を守らなかった(不履行)時に
お取引(契約)を白紙に(解除)するってことだ

※債務・契約について→ 第0回&第1回参照

約束違反は重責…法的なアレコレが山積でしょうね
難しい話は(口数を減らすために)この際あえて放置！
お取引に関係ありそうな所だけを…お願いします



赤葦

【債務不履行とは】

お取引の**約束をやぶること**

ツム：もふもふ北さん…完売やった
次回入荷は冬毛の時期らしいで
サム：はあ～！？アホぬかせ！
北さん生誕祭の祭壇用御神体…
間に合わへんなら無意味や！
先払い代行費+α、すぐ返せ！

→履行不能
(約束を果たすのが不可能)

ツム：倫太郎、予約ミスって…
北さん1個だけ入手やて
サム：北さんは永久不可侵かつ
分割払不可能の存在や
俺らに1個ずつないと…
ツム：0個よりタチ悪いやつや
倫太郎の分…貰おうや

→不完全履行
(一応約束は果たしたが不完全)



サム：悪い。今週仕事忙しゅうて…
北さん、お迎えに行けてへん
ツム：何しとんねん、このボケが！
発売日開店時間にお迎えして
即、俺に渡すんがスジやろ！
今すぐ光速で行って来いっ！

→履行遅滞
(約束を果たすのが遅れる)

約束をやぶられた時には
損害賠償請求したり、
完全な履行を求めたり、
強制執行したり…
契約の解除ができる





契約解除(白紙にする)時には

『**相当な期間をもうけて**』『**催告**』するのが基本的ルールだ
DMで送るなら、だいたいまあ、こんなカンジ…かな？

〇〇様 お世話になっております。
私は〇〇様と、令和〇年〇月〇日、
『もふもふ北さん』の購入代行をお約束し、
代金5,963円を私が立て替え払いしております。
代行した令和〇年〇月〇日、
購入完了のご連絡及びお振込をお願いしましたが、
未だお返事もお振込も頂けておりません。

まずは、お取引を続けるかどうか、**3日以内にお返事を下さい。**
そして、続ける場合には、**7日以内にお振込をお願い致します。**
3日以内にお返事を頂けない場合、及び
7日以内にお振込して頂けない場合には、
今回の**お取引を白紙にさせていただきます。**

お取引の約束をした
日付を入れよう

お取引対象(商品名)と
お取引内容(金額等)を
バッチリ書こう

約束が守られてないことを
キッチリ示しとこう

相当な期間をとって
(ある程度の日数)
催告(お願い)しよう

期間経過後は
契約解除する旨を
キッパリ言い放つ

お取引 = 法的な契約

白紙にするにも、法律に則るのが良いんですね



→第9回へ つづく(頑張る)

【補講】みんなのために『注意喚起』…？

お取引の約束を破った相手を、経緯をまとめたスクショと共に
界隈の皆様へ『注意喚起』し、それを周りの皆様がリツイート
『自衛のため』に必要な、お役立ち情報…なんですよ？



広く人々に知られるようなやり方で(公然と)
具体的な行動を示して(事実を適示し)
人の社会的な信用・評価を低下させた(名誉を毀損した)…
Twitterでの注意喚起は、名誉毀損罪にあたる場合がある



皆様のために、事実をお伝えしたのに…！？

『公共の利害に広く大きく関わる(公共性のある)事件』でもないし
その『事実』がたとえ『真実』であっても、名誉毀損は成立する
そして、**リツイートするだけでも名誉毀損罪になることもある**からな
全ての戦争は自衛から始まる…これも、歴史的な事実だ

